

**和泉市ふるさと元気寄附条例及び
和泉市ふるさと元気基金条例の一部改正について（概要）**

市長公室政策企画室
市長公室広報・協働推進室

1. 主な改正の理由

新たな財源確保を目的に、企業版ふるさと納税を導入するとともに、その寄附金を弾力的に運用するために、基金による管理を行うための改正を行うもの。

また、個人等からの寄附金に係る返礼品等の経費の財政負担を軽減するため、寄附金を財源として充てられるように改正を行うもの。

企業版ふるさと納税とは

本市の地域再生計画に位置付けられた事業に対して、企業が寄附を行い、最大約 9 割の法人関係税が軽減される制度。（本市に主たる事務所又は事業所が所在する企業による寄附は対象外）

寄附金は地域再生計画へ位置付けられた事業へ充当することとなるが、基金を設置すれば、現年度の事業だけではなく、次年度以降の事業へも充当が可能となる。

返礼品等経費財源の改正イメージ

【現行】	【改正案】
歳入：寄附金 10 億円	歳入：寄附金 10 億円
歳出：返礼品等経費 5 億円 <u>（一般財源）</u>	歳出：返礼品等経費 5 億円 <u>（寄附金を充当）</u>
基金積立金 10 億円	基金積立金 <u>5 億円</u>

2. 主な改正の内容

（1）和泉市ふるさと元気寄附条例

①事業区分の追加（第 2 条）

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を追加し、企業版ふるさと納税による寄附金を財源として充当する事業を明確にする。

②寄附金の管理の整理（第 3 条）

- ・企業版ふるさと納税による寄附金について、和泉市ふるさと元気基金で管理することを定める。
- ・寄附金を全額基金へ積み立てずに、当該寄附金を寄附金に係る経費（返礼品経費・寄附手続経費・決済手数料等）に充てることができるようにする。

③その他文言の整理

(2) 和泉市ふるさと元気基金条例

①積み立てる財源の追加（第2条）

企業版ふるさと納税活用事業に対する法人からの寄附金を当該基金に積み立てることを追加する。

②処分する条件の追加（第6条）

企業版ふるさと納税活用事業に要する費用を当該基金から取り崩しができるように追加する。

3. 施行日

公布の日から施行する。

議案第 号

和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例制定について

和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 0 月 8 日提出

和泉市長 辻 宏 康

理 由

新たな財源確保を目的に企業版ふるさと納税の制度を導入するとともに、個人等からの寄附金に係る返礼品等の経費の財政負担を軽減するため、寄附金を財源として充てられるようにする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

和泉市条例第 号

和泉市ふるさと元気寄附条例及び和泉市ふるさと元気基金条例の一部を改正する条例（案）

（和泉市ふるさと元気寄附条例の一部改正）

第1条 和泉市ふるさと元気寄附条例（平成20年和泉市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
（目的） 第1条 この条例は、和泉市を愛し、応援しようとする個人又は法人その他の団体から集められた寄附金等を財源として、各種事業を実施することにより、活力に満ちた元気なまちづくりに資することを目的とする。 （事業の区分） 第2条 この条例の規定に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）は、次に掲げる事業の財源として充当する。 （1）次のいずれかに掲げる事業（次号から第5号までに掲げるものを除く。） ア～オ 略 （2）～（4）略 （5）企業版ふるさと納税活用事業（地域再生法（平成17年法律第	（目的） 第1条 この条例は、和泉市を愛し、応援しようとする個人又は団体から集められた寄附金等を財源として、各種事業を実施することにより、活力に満ちた元気なまちづくりに資することを目的とする。 （事業の区分） 第2条 この条例の規定に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）は、次に掲げる事業の財源として充当する。 （1）次のいずれかに掲げる事業（次号から第4号までに掲げるものを除く。） ア～オ 略 （2）～（4）略

新	旧
<u>24号) 第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。)</u> (寄附金の管理) 第3条 寄附金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金により管理するものとする。 (1) 前条第1号及び<u>第5号</u>の事業 和泉市ふるさと元気基金条例(平成20年和泉市条例第25号)の規定に基づく和泉市ふるさと元気基金 (2)～(4) 略 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、<u>前条各号の事業の財源又は当該寄附金に係る経費</u>に充てることができる。	(寄附金の管理) 第3条 寄附金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める基金により管理するものとする。 (1) 前条第1号の事業 和泉市ふるさと元気基金条例(平成20年和泉市条例第25号)の規定に基づく和泉市ふるさと元気基金 (2)～(4) 略 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、<u>第2条各号の事業の財源</u>に充てることができる。

(和泉市ふるさと元気基金条例の一部改正)

第2条 和泉市ふるさと元気基金条例(平成20年和泉市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の右欄に掲げる規定を同表の左欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

新	旧
(積立て) 第2条 基金は、次に掲げる額を一般会計歳入歳出予算に計上し、積み立てる。	(積立て) 第2条 基金は、次に掲げる額を一般会計歳入歳出予算に計上し、積み立てる。

新	旧
(1) 寄附条例第2条第1号又は第5号の事業に係る指定寄附金 (2)、(3)略 (処分) 第6条 基金は、寄附条例第1条の目的を達成するため、寄附条例第2条第1号又は第5号の事業に要する費用に充てる場合に限り、処分することができる。	(1) 寄附条例第2条第1号の事業に係る指定寄附金 (2)、(3)略 (処分) 第6条 基金は、寄附条例第1条の目的を達成するため、寄附条例第2条第1号の事業に要する費用に充てる場合に限り、処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

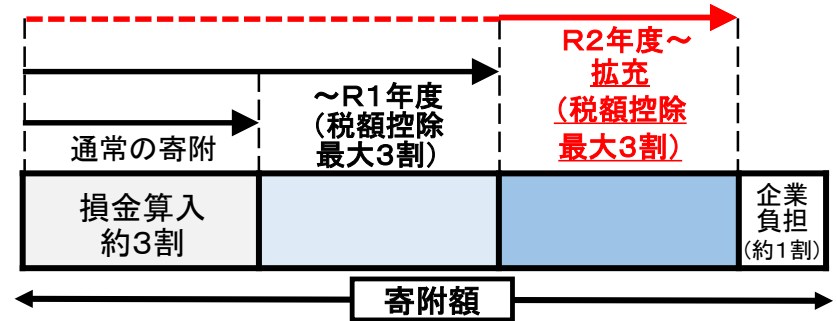
企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。
(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。
ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

- ①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定

〇〇市
総合戦略

- ・〇〇事業
- ・△△事業
- ・◇◇事業

- ②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成

地域再生計画

④寄附

③計画の認定



内閣府

企業



⑤税額控除

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)

国
(法人税)



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,443市町村(令和4年7月8日時点)

和泉市長 あて

申込者情報

(本社所在地)
(法人番号)
(法人名称)
(代表者氏名)

ご連絡先：(所属)
：(所在地)
：(担当者氏名)
：(電話番号)
：(e-mail) @

和 泉 市 ふ る さ と 元 気 寄 附 申 込 書

和泉市の「企業版ふるさと納税活用事業（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）」に対し、下記のとおり寄附することを申し出ます。

記

1 寄附金の使途及び額

※寄附金の使途について、次の表の区分欄に○印を入れて、寄附される金額を記入してください。

事業の種類	区分
(ア) 「結婚・出産・子育て」に夢や希望が持てる環境づくり事業	
(イ) 健康寿命の延伸をめざした健康づくりの推進事業	
(ウ) 外出機会を創出するうるおいのある都市基盤の整備事業	
(エ) 活力ある地域産業の実現と地域雇用の創出事業	
(オ) 新旧の魅力が融合する観光の振興事業	
(カ) 住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくり事業	
(キ) 災害に備える仕組みづくり事業	
(ク) みんなで取り組む連携・協働のまちづくり事業	
(ケ) 都市経営の促進事業	

金 額 円

※寄附金額は 10 万円からとなります。

2 ご寄附ご予定日

月 日頃までに入金が可能

裏面も忘れずにご記入ください。

3 公表（市ホームページ等）の可否

※いずれか一つにレ点を記入してください。

☐希望する（法人名及び寄附金額）

☐希望する（法人名のみ）

☐希望しない

4 その他

和泉市への応援メッセージ、ご意見等がありましたら、ご記入ください。

--

5 申込前の確認事項（必ずご確認の上、お申込みください。）

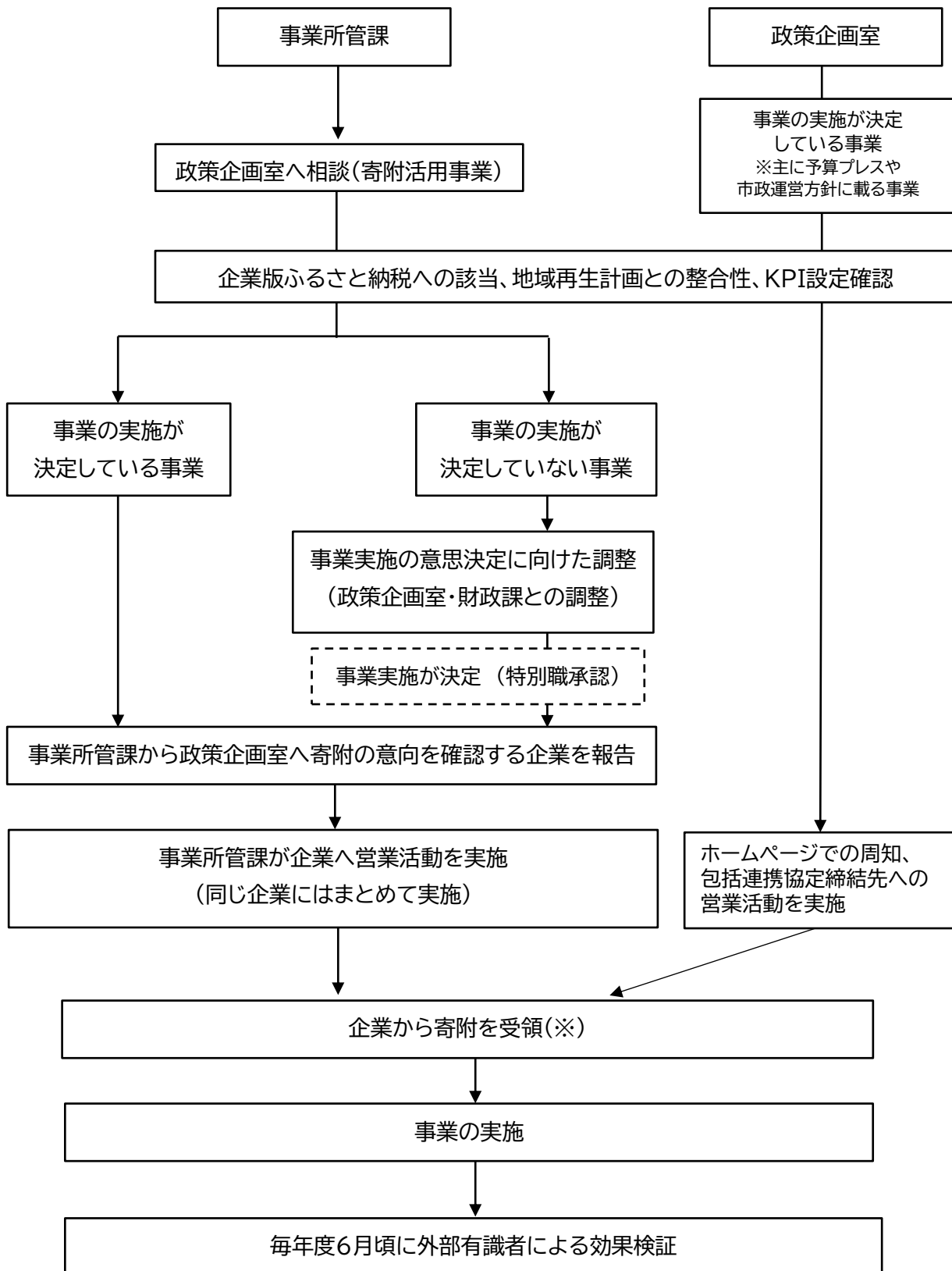
- (1) 税の優遇措置が適用されるためには、地方税法上の「主たる事務所又は事業所」が和泉市外に所在していることが要件となります。
- (2) 税の優遇措置が適用されるためには、外国法人を含め「青色申告書」を提出していることが要件となります。
- (3) 寄附額の税額控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されます。
- (4) 決算において、税額控除の対象となる法人諸税に控除できる金額がない場合は、税の優遇措置が適用されませんのでご注意ください。

★和泉市ふるさと元気寄附事前同意

☐上記確認事項に同意します（レ点をご記入ください。）。

ありがとうございました。

企業版ふるさと納税の活用フロー図



※ベネフィット(お礼)手続きの実施(経済的な利益にあたらない)……感謝状、贈呈式、広報・HP

(注)企業から提案があった事業については、政策企画室へ相談を行う。

別添

事 務 連 絡

令和6年8月19日

各地方公共団体

地域再生担当者 各位

内閣府地方創生推進事務局

第71回地域再生計画の認定等（第2弾（最終））について（通知）

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年6月3日から6月4日までの間、認定申請を受け付けました地域再生計画（**第71回認定**）につきまして、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項（同法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年8月19日付けで別紙1に掲げる地域再生計画の認定を行い、同法第5条第18項（同法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき内閣府ホームページ（<http://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/hourei/7102kouji.html>）においてその旨を公示しましたので、通知します。

今後とも、より一層の地域再生の取組を皆様とともに進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

<照会先>

内閣府 地方創生推進事務局

地域再生計画認定担当

TEL：03-5510-2475

別紙 1

第71回認定(令和6年8月19日認定分) 地域再生計画一覧(新規認定分)

番号	都道府県	作成主体名 (地方公共団体名)	地域再生計画の名称
10	石川県	石川県羽咋市	輝く羽咋デジタル総合戦略推進計画
11	福井県	福井県敦賀市	第2期敦賀市総合計画推進事業
12	静岡県	静岡県焼津市	第2期やいづ未来戦略推進計画～オールやいづで躍動する健やかなまちづくりを目指す～
13	愛知県	愛知県弥富市	第2期弥富市まち・ひと・しごと創生推進計画
14	愛知県	愛知県丹羽郡大口町	大口町まち・ひと・しごと創生推進計画
15	三重県	三重県北牟婁郡紀北町	第2期紀北町まち・ひと・しごと創生推進計画
16	大阪府	大阪府和泉市	和泉市まち・ひと・しごと創生推進計画
17	大阪府	大阪府豊能郡豊能町	第2期豊能町まち・ひと・しごと創生推進計画
18	島根県	島根県隠岐郡西ノ島町	西ノ島町まち・ひと・しごと創生推進計画

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

和泉市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

大阪府和泉市

3 地域再生計画の区域

大阪府和泉市の全域

4 地域再生計画の目標

本市は、昭和 31 年に市制が施行されて以降、「第 2 次ベビーブーム」、「鶴山台地区・光明台地区」における開発などにより人口が着実に増加し、居住機能・都市機能・研究開発機能の 3 つの機能をあわせもつ複合多機能都市である「トリヴェール和泉」を中心とした開発などにより有数の人口急増都市となった。

しかし、本市の人口は、平成27年の186,109人を境に減少傾向が続き、住民基本台帳によると、令和 6 年 3 月末には182,630人となっている。

年齢 3 区分別の人口動態については、平成27年と令和 6 年で比較すると、年少人口（0～14歳）は27,858人から23,361人まで、生産年齢人口（15～64歳）は115,613人から111,554人まで減少する一方、老年人口（65歳以上）は42,638人から47,715人まで増加しており、今後、生産年齢人口の減少と老年人口の増加がさらに見込まれる。

自然動態をみると、出生者数は「トリヴェール和泉」がまち開きした平成 4 年度以降、生産年齢人口の増加に加え、「団塊ジュニア世代」が結婚・出産期を迎えたことから大幅に増加したが、出生数は減少傾向であり、令和 5 年度には約 1,000人まで減少している。その一方で、死亡者数は一貫して増加傾向にあり、令和 5 年度には2,000人に迫っている。宅地開発に伴う転入者数の増加を背景とした出生数の増加と、平均寿命の延伸に伴う低調な死亡者数の増加により長く自

然増を維持してきたが、平成26年度からは自然減の傾向となっており、令和5年度では、自然減（▲893人）となった。

社会動態をみると、転入者数の動きは、「トリヴェール和泉」がまち開きした平成4年度から急激に増加し、ピーク時は10,000人前後を推移したが、既にピークは過ぎている。転出者数の動きは、概ね6,000人から8,000人の間で推移しており、転入者数と比較すると、増減幅は比較的安定している。近年は転入・転出ともに6,000人程度を推移し、ほぼ均衡に近い状態であり、令和5年度では、社会増（351人）となった。

今後、人口減少は続いていくことが想定され、人口減少により市税収入が減少し、少子高齢化の進展により社会保障費の支出の増加が見込まれる。人口構成は、短期間では改善できないため、減少が見込まれる税収と増加が見込まれる社会保障費に対し、どのように対応していくかが大きな課題である。

また、生産年齢人口の減少により社会保障制度を支える現役世代の負担が増加する見込みのため、施策の実施に当たっては、現役世代や将来世代が担う負担を踏まえ、行政資源を効果的・効率的に活用し、安定した行政運営を進めていく必要がある。

この生産年齢人口の減少は、労働力の衰退にもつながり、若者をはじめ人材の確保は、本市はもとより、市内企業において重要な課題となってきた。そのため、地域雇用の安定的な確保やICT化の促進など、様々な対応を検討していく必要がある。

さらに地域の担い手不足からコミュニティの維持が困難になることが予想され、コミュニティの衰退により、防災、防犯における共助の体制に課題が生じるおそれがある。

これらの人口減少の影響を最小限にとどめるべく、定住を促進するとともに、交流人口の拡大を図り、「魅力あるまちづくり」に取り組んでいく必要がある。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ目標の達成を図る。

- ・基本目標Ⅰ 「結婚・出産・子育て」に夢や希望が持てる環境づくり
- ・基本目標Ⅱ 健康寿命の延伸をめざした健康づくりの推進
- ・基本目標Ⅲ 外出機会を創出するうるおいのある都市基盤の整備

- ・基本目標Ⅳ 活力ある地域産業の実現と地域雇用の創出
- ・基本目標Ⅴ 新旧の魅力が融合する観光の振興
- ・基本目標Ⅵ 住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくり
- ・基本目標Ⅶ 災害に備える仕組みづくり
- ・基本目標Ⅷ みんなで取り組む連携・協働のまちづくり
- ・基本目標Ⅸ 都市経営の促進

【数値目標】

５－２の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和６年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	合計特殊出生率	1.33	1.35	基本目標Ⅰ
	社会動態（転入者数－転出者数）	転出超過 (▲71人)	均衡 (0人)	
	安心して子育てができる環境が整っていると思う市民の割合	55.9%	59.1%	
イ	国民健康保険にかかる医療費の総額に占める生活習慣病にかかる医療費の割合	31.4%	29.9%	基本目標Ⅱ
	要介護認定を受けていない後期高齢者の割合	68.1%	69.6%	
	健康を保持するための環境が整っていると思う市民の割合	63.7%	64.6%	
ウ	良好なまちなみや快適な住環境づくりが進んでいると思う市民の割合	56.4%	56.5%	基本目標Ⅲ

	安全に利用できる道路や交通手段が整備されていると思う市民の割合	37.5%	39.0%	
エ	「新たに事業化された商品・技術の延べ件数」及び「研究開発に関する国等の補助金延べ採択件数」の合計件数 (令和3年度～令和7年度)	0件	8件	基本目標Ⅳ
	商店街組合への延べ新規加入件数(令和3年度～令和7年度)	4件	16件	
	次世代人材投資事業給付金の年間受給者数	2人	5人	
	和泉市就職情報フェア、和泉市無料職業紹介における就職者数(令和3年度～令和7年度)	185人	420人	
	市内の商工業に活力があると感じる市民の割合	25.1%	29.2%	
	市内の農林業に活力があると感じる市民の割合	20.6%	24.2%	
オ	市内主要15施設への来訪者数	1,268,635人	1,542,680人	基本目標Ⅴ
カ	総合医療センターにおける救急患者の受入れ率	22.5%	37.6%	基本目標Ⅵ
	高齢者や障がい者が安心して生活できる環境が整	32.4%	34.1%	

	っていると思う市民の割合			
キ	自主防災組織の設立数	85団体	135団体	基本目標Ⅶ
	地震や台風等の災害に対する備えができていると思う市民の割合	33.9%	34.0%	
ク	町会連合会組織への加入率	47.4%	57.6%	基本目標Ⅷ
	町会・自治会や近隣住民と十分にコミュニケーションが取れていると思う市民の割合	39.9%	49.0%	
ケ	道路橋の延べ修繕補修橋梁数（令和3年度～令和7年度）	4 橋	6 橋	基本目標Ⅸ
	道路の延べ舗装修繕補修区間数（令和3年度～令和7年度）	7 区間	8 区間	
	未利用地の売却率（令和3年度～令和7年度）	▲45.8%	80.0%	
	市営住宅長寿命化計画に基づく、建替え戸数（令和3年度～令和7年度）	0 戸	346戸 （170戸に集約）	
	いずみメール・和泉市LINE登録者数	90,608人	90,609人	

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業

ア 「結婚・出産・子育て」に夢や希望が持てる環境づくり事業

イ 健康寿命の延伸をめざした健康づくりの推進事業

ウ 外出機会を創出するうるおいのある都市基盤の整備事業

エ 活力ある地域産業の実現と地域雇用の創出事業

オ 新旧の魅力が融合する観光の振興事業

カ 住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくり事業

キ 災害に備える仕組みづくり事業

ク みんなで取り組む連携・協働のまちづくり事業

ケ 都市経営の促進事業

② 事業の内容

ア 「結婚・出産・子育て」に夢や希望が持てる環境づくり事業

結婚・出産の希望をかなえる環境づくり、子どもたちの健やかな発育の支援、子育てと仕事の両立支援体制の充実等、結婚・出産・子育てに夢や希望が持てる環境をつくる事業

【具体的な事業】

- ・ 出会いの場の創出
- ・ 乳幼児健康診査の充実
- ・ 待機児童解消に向けた取組みの推進 等

イ 健康寿命の延伸をめざした健康づくりの推進事業

定期的な健康チェックの推進、スポーツを通じた心身の健康増進、元気に生涯活躍できる環境づくりの推進等、健康寿命の延伸をめざした健康づくりを推進する事業

【具体的な事業】

- ・ がん予防施策の推進

- ・健康づくり・体力向上に取り組む機会の創出
- ・高齢者の健康づくりの推進 等

ウ 外出機会を創出するうるおいのある都市基盤の整備事業

住み続けたいくなる快適な都市環境の整備、外出を容易にする交通機能の充実等、外出機会を創出するうるおいのある都市基盤を整備する事業

【具体的な事業】

- ・道路交通網の整備・充実
- ・移動手段の確保と低炭素社会の実現 等

エ 活力ある地域産業の実現と地域雇用の創出事業

ものづくり産業の振興、商店街活性化と産業集積による地域の賑わいの創出、産業として成立する農林業の確立、安定した雇用の創出と次代の担い手の育成等、活力ある地域産業の実現と地域雇用を創出する事業

【具体的な事業】

- ・ものづくり技術・商品開発の支援
- ・空き店舗活用の支援
- ・新たな農産物の産地化促進
- ・中小企業の後継者育成 等

オ 新旧の魅力が融合する観光の振興事業

地域資源を活用した観光産業の振興、新たな魅力づくりとまちのブランド化の促進等、新旧の魅力が融合する観光を振興する事業

【具体的な事業】

- ・地場産業との連携による来訪の促進
- ・ミュージアムタウン構想の推進 等

カ 住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みづくり事業

感染症対策の推進と地域医療の充実、支援を必要とする人への相談支援体制の充実等、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みをつくる事業

【具体的な事業】

- ・救急医療体制の強化
- ・地域包括ケアシステムの構築 等

キ 災害に備える仕組みづくり事業

地域における防災体制の強化等、災害に備える仕組みをつくる事業

【具体的な事業】

- ・ 自主防災組織の結成及び活動の推進
- ・ 地域活動拠点の整備 等

ク みんなで取り組む連携・協働のまちづくり事業

コミュニティの活性化と担い手の育成等、みんなで取り組む連携・協働のまちをつくる事業

【具体的な事業】

- ・ 市民交流の促進
- ・ 市民活動の活性化支援 等

ケ 都市経営の促進事業

既存ストックの適正管理の促進、シティプロモーションの推進等、都市経営を促進する事業

【具体的な事業】

- ・ 既存施設の長寿命化の促進
- ・ 和泉シティプロモーション事業の推進 等

※なお、詳細は第2期和泉市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

3,665,671千円（令和6年度）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度6月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和7年3月31日まで